

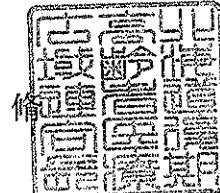
北海道後期高齢者医療広域連合告示第10号

収納代理金融機関の指定について

地方自治法第292条において準用する同法施行令第168条第4項の規定により、北海道後期高齢者医療広域連合の公金の収納事務の一部を取り扱わせる収納代理金融機関を下記のとおり指定する。

平成20年4月1日

北海道後期高齢者医療広域連合長 大 場



記

1 収納代理金融機関

- (1) 次の金融機関のうち北海道内に所在する本店及び支店(出張所を含む。)
株式会社みずほ銀行、株式会社りそな銀行、株式会社みずほコーポレーション銀行、株式会社三井住友銀行、北海道労働金庫、商工組合中央金庫、株式会社三菱UFJ信託銀行、株式会社みずほ信託銀行、株式会社中央三井信託銀行、株式会社住友信託銀行、株式会社北海道銀行、株式会社札幌銀行、株式会社北陸銀行、株式会社青森銀行、株式会社みちのく銀行、株式会社七十七銀行、株式会社秋田銀行、旭川信用金庫、網走信用金庫、江差信用金庫、遠軽信用金庫、渡島信用金庫、小樽信用金庫、帯広信用金庫、北空知信用金庫、北見信用金庫、釧路信用金庫、札幌信用金庫、北星信用金庫、空知信用金庫、大地みらい信用金庫、伊達信用金庫、苦小牧信用金庫、函館信用金庫、日高信用金庫、北門信用金庫、北海信用金庫、室蘭信用金庫、紋別信用金庫、留萌信用金庫、稚内信用金庫、北央信用組合、空知商工信用組合、札幌中央信用組合、釧路信用組合、十勝信用組合、函館商工信用組合、ウリ信用組合、あすか信用組合、北海道信用農業協同組合連合会及び各農業協同組合
- (2) 国内に所在する株式会社ゆうちょ銀行の本店、支店その他の営業所及び郵便局（ゆうちょ銀行の委託を受けて銀行代理業を行う郵便局株式会社の営業所及びゆうちょ銀行の委託を受けた郵便局株式会社の再委託を受けた者が銀行代理業を行う営業所をいう。）並びに小樽貯金事務センター